

各都道府県知事から委任された業務範囲

JCIA日本建築検査協会株式会社

令和8年4月1日現在

都道府県	業務可否	委任された業務範囲
青森県	○	判定を要する全ての建築物
岩手県	○	判定を要する全ての建築物
秋田県	○	判定を要する全ての建築物
山形県	○	次のいずれかに該当する建築物 なお、建築物の2以上の部分が相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合には、それぞれの部分を一の建築物とみなす。 ただし、一以上の部分が次の1又は2に該当する場合は、その他の部分も該当するものとみなす。 1. 延べ面積が10,000㎡を超える建築物 2. 高さが31mを超える建築物 3. 県内に判定の業務を行う事務所を置く機関が業務規定により判定を行わないこととした建築物
福島県	○	延べ面積が10,000㎡を超える建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物にあっては当該部分)
茨城県	○	判定を要する全ての建築物
栃木県	○	判定を要する全ての建築物
群馬県	○	判定を要する全ての建築物
埼玉県	○	判定を要する全ての建築物
千葉県	○	判定を要する全ての建築物
東京都	○	判定を要する全ての建築物
神奈川	○	判定を要する全ての建築物
新潟県	○	次のいずれかに該当する建築物 1. 床面積の合計が2,000㎡を超える建築物 ただし、建築基準法第18条第2項(計画通知)に該当する場合は床面積の合計が10,000㎡を超える建築物 2. 建築基準法施行令第81条第2項第一号ロに定める構造計算(限界耐力計算等)による建築物
富山県	○	次のいずれかに該当する建築物 1. 延べ面積が2,000㎡を超える建築物 2. 高さが20mを超える建築物 3. 建築基準法施行令第81条第2項第一号ロに定める構造計算(限界耐力計算等)を行う建築物 4. 延べ面積が2,000㎡以内、かつ、高さが20m以内の建築物のうち、当該建築物を業務範囲とする他の判定機関が建築基準法第77条の35の19又は指定構造計算適合性判定機関指定準則第3第三号の規定等により判定できない建築物
石川県	○	判定を要する全ての建築物
福井県	○	次のいずれかに該当する建築物 1. 構造計算に係る床面積(法20条第2項の規定に基づき別の建築物とみなすことができる部分が2以上ある建築物については、それぞれ別の建築物と見なしたときの床面積(以下同じ))が5,000㎡を超える建築物 2. 構造計算に係る床面積が5,000㎡以内の建築物のうち福井県指定構造計算適合性判定機関委任基準第3第1項第1号の委任を受けた指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程の業務範囲に含まれないもの 3. 一の確認申請に係る計画において、構造計算適合性判定を要する建築物の部分が2以上で前2項の建築物が含まれている場合に限り、前2項以外の建築物
山梨県	○	判定を要する全ての建築物
長野県	○	判定を要する全ての建築物
岐阜県	○	判定を要する全ての建築物
三重県	○	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む建築物 1. 建築基準法施行令第81条第2項第一号ロに定める構造計算(限界耐力計算等)による建築物 2. 県内に業務を行う事務所を置く判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により判定できない建築物

各都道府県知事から委任された業務範囲

JCIA日本建築検査協会株式会社

令和8年4月1日現在

都道府県	業務可否	委任された業務範囲
鳥取県	○	判定を要する全ての建築物
島根県	○	床面積が2,000㎡を超える建築物
岡山県	○	次のいずれかに該当する建築物 1. 延べ面積が2,000㎡を超える建築物に係るもの 2. 構造計算の計算方法が、限界耐力計算法による計算若しくは大臣認定プログラムのうち知事が別に指定するもの以外のプログラムによるものに係るもの 3. 業務を行う事務所を岡山県内に置く全ての判定機関が、当該判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により判定できない建築物
山口県	○	次のいずれかに該当する建築物 1. 延べ面積が3,000㎡を超える建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他相互に応力を伝えない構造方法でのみ接している建築物にあつては、当該部分) 2. 建築基準法施行令第81条第2項第一号口の基準による構造計算(限界耐力計算等)を行った建築物 3. 他の判定機関が、構造計算適合性判定機関指定準則等の規定により判定できない建築物 4. 上記業務の対象となる建築物と同一の建築確認申請に係る他の建築物
徳島県	○	判定を要する全ての建築物
香川県	○	判定を要する全ての建築物
愛媛県	○	判定を要する全ての建築物
高知県	○	判定を要する全ての建築物
佐賀県	○	建築基準法施行令第81条第2項第一号口に定める構造計算(限界耐力計算等)による建築物
大分県	○	次のいずれかに該当する建築物 1. 構造計算に係る床面積(建築基準法第20条第2項の規定に基づき別の建築物とみなすことができる部分が2以上ある建築物については、それぞれ別の建築物とみなしたときの床面積)が5,000㎡を超える建築物 2. 建築基準法施行令第81条第2項第一号口に定める構造計算(限界耐力計算等)による建築物 3. すべての大分県指定判定機関の構造計算適合性判定業務規程において業務の範囲に含まれない建築物、及びすべての大分県指定判定機関が判定できない建築物 4. 前各号に掲げる建築物を含む一の申請又は通知に係る建築物